

改正

平成18年9月29日訓令第50号

平成20年3月7日訓令第6号

平成23年3月25日訓令第2号

平成26年3月20日訓令第6号

平成27年3月31日訓令第5号

平成30年3月28日訓令第5号

香取市建設工事検査要綱

(目的)

第1条 この訓令は、法令及び規則に特別の定めがあるもののほか、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定め、もって工事の厳正適格かつ能率的な施工を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 検査担当部長 総務企画部長をいう。
- (3) 工事担当部長 工事を担当する部の長をいう。
- (4) 検査担当課 総務企画部財政課をいう。
- (5) 検査担当課長 検査担当課の長をいう。
- (6) 工事担当課 工事を担当する課等をいう。
- (7) 工事担当課長 工事担当課の長をいう。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、当初請負金額が130万円以上の工事とする。

(検査の種類)

第4条 検査の種類は、中間検査、出来形検査及び完成検査とする。

- (1) 中間検査とは、工事施工の途中において行う検査をいう。ただし、部分使用するときは、「中間（部分使用）検査」とする。
- (2) 出来形検査とは、工事の既成部分について、部分払を行う検査をいう。ただし、工事の完

成に先立って引渡しを受ける場合は「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除をするときは「出来形（打切り精算）検査」とする。

(3) 完成検査とは、工事が完成したときに行う検査をいう。ただし、不可抗力による損害のときは、「完成（確認）検査」とする。

(検査の実施)

第5条 検査は、市長から検査を命ぜられた職員及び委託された者（以下「検査職員」という。）が実施する。

2 検査職員は、次に規定する者とする。

(1) 専任検査職員は、検査担当課に所属する検査職員をいう。

(2) 指定検査職員は、工事担当課の長及び副参事（当該工事を担当する班長の職を兼ねる者を除く。）の職にある検査職員をいう。

(3) 委託検査職員は、本市職員以外の者で市長が検査を委託したものをいう。

3 前項に規定する検査職員が行う検査は、次に掲げるとおりとする。ただし、同一時期に多数の検査が競合した場合は、検査担当部長が指定する検査区分によることができる。

(1) 専任検査職員が行う検査は、当初請負金額が1,000万円以上の工事とする。

(2) 指定検査職員が行う検査は、当初請負金額が1,000万円未満の工事とする。

(3) 委託検査職員が行う検査は、特に専門的な知識又は技能を必要とする検査等で、検査担当部長が指定する工事とする。

4 検査は、当該検査に係る工事の受注者（以下「受注者」という。）から工事完成（出来形・中間）通知書（以下「通知書」という。）を受理した日から14日以内に行うものとする。

(検査の手続)

第6条 専任検査職員の行う検査については、工事担当課長は、通知書を受理した日から5日以内に工事完成（出来形・中間）報告書（別記第1号様式）により工事实施設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに契約書、工事写真、施工管理記録及びその他の関係書類を添えて、検査担当部長に報告するものとする。

2 検査担当部長は、前項の報告があったときは、当該報告に係る検査に当たる検査職員を指定し、工事検査実施通知書（別記第2号様式）により工事担当課長及び受注者に通知するものとする。

3 指定検査職員の行う検査については、工事担当部長は、当該検査職員を指定し、工事検査実施通知書により受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

第7条 検査には、当該検査に係る工事の監督職員（市長から監督を命ぜられた職員及び委託された者をいう。以下同じ。）及び受注者等を立ち合わせるものとする。この場合において、必要に応じ工事担当課長が命ずる職員を立ち合わせるができる。

2 前項の規定による者のほか、受託工事に当たっては、委託者又は委託者が指定する者を検査に立ち合わせるができる。

（検査の方法）

第8条 検査は、設計図書、契約書、工事写真、施工管理記録その他の関係書類に基づいて工事の実施状況、出来形及び品質について千葉県が定める千葉県建設工事検査基準に準じ検査し、その適否を判定するものとする。

2 地下、水中その他仕上内部面等外部から検査を行い難い部分については、前項の規定によるもののほか、監督職員の確認又は下検査、記録資料等により検査することができる。

3 完成検査、出来形検査又は中間検査を行う場合は、当該検査に必要な範囲において破壊、分解等により、又は試験をして検査することができる。

（検査調書の作成等）

第9条 検査職員は、検査を実施したときは、その結果について速やかに工事検査調書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に復命しなければならない。

（1）完成検査、中間検査及び出来形（部分引渡し）検査の場合は、工事成績評定表（別記第4号様式）。ただし、当初請負金額1,000万円未満の工事を除く。

（2）出来形検査の場合は、出来形調書（別記第5号様式）

（3）手直しの場合は、手直し工事指示書（別記第6号様式）

2 検査担当部長は、専任検査職員が行った検査について前項の規定による手続が終了したときは、工事検査調書等の関係書類を工事担当課長に送付しなければならない。

（工事の手直し等）

第10条 検査担当部長は、専任検査職員が行った検査により出来形、品質等が設計図書、契約書その他の関係書類と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書により補修又は改造を工事担当課長に指示するものとする。ただし、軽微な事項については、口頭により指示することができる。

2 工事担当課長は、前項の指示を受けたときは、手直し工事指示書により直ちに受注者に補修又は改造を指示するものとする。

3 前各項の規定は、指定検査職員及び委託検査職員の行う検査について準用する。

4 第6条及び第7条の規定は、手直し工事の検査について準用する。

(検査結果の通知)

第11条 市長は、第9条の規定による復命があったときは、受注者に工事検査結果通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

2 当初請負金額が1,000万円以上の工事の完成検査について、前項の規定により通知を行うときは、受注者に項目別評定点（別記第7号様式の2）を併せて通知するものとする。

(検査の記録)

第12条 検査職員は、検査の結果を検査報告書（台帳）（別記第8号様式）により検査担当部長に報告するものとする。

(準用)

第13条 この訓令の規定（第9条第1項第1号及び第11条第2項の規定を除く。）は、業務委託（工事に関する設計、測量、調査及びこれに類する業務委託等）及び製造（工事に関する製造の請負）に係る検査について準用する。この場合において、第5条第4項中「14日」とあるのは、「10日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の佐原市財務規則（昭和39年佐原市規則第19号）、小見川町建設工事検査要綱（昭和51年小見川町訓令第4号）、山田町建設工事検査要綱（昭和56年山田町告示第30号）又は栗源町財務規則（平成3年栗源町規則第1号）（以下これらを「合併前の要綱等」という。）に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この訓令の施行の際、現に継続している工事については、合併前の要綱等に基づく検査基準による。

附 則（平成18年9月29日訓令第50号）

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月7日訓令第6号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の香取市建設工事検査要綱の規定は、この告示の施行の日以後に契約を締結する工事等について適用し、施行の日の前日までに契約を締結した工事等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第6条第1項）	略
第2号様式（第6条第2項）	略
第3号様式（第9条第1項）	略
第4号様式（第9条第1項第1号）	略
第5号様式（第9条第1項第2号）	略
第6号様式（第9条第1項第3号）	略
第7号様式（第11条第1項）	略
第7号様式の2（第11条第2項）	略
第8号様式（第12条）	略